

東大阪市教育委員会令和2年9月定例会

1 日 時 令和2年9月23日(水)
開会 午後2時00分
閉会 午後3時15分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理人	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
学校施設整備監	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	福 原 信 吾
教育政策室長	永 吉 勝 則
学校教育部次長	杉 本 篤 史

4 議 事

【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和2年9月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は村上委員にお願いいたします。なお、山中委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告致します。本日の会議でございますが、日程第1「議案第39号 東大阪市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」から日程第4「報告第6号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

【大原教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第39号 東大阪市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会委員委嘱及び任命の件」につきましては、令和3年度から8中学校、令和4年度から8中学校において、民間調理場活用方式での中学校給食の開始に向けてプロポーザル方式により委託事業者を選定するにあたり、東大阪市学校給食調理等業務委託事業者選定委員会規則第2条の規定に基づき、委員9名を委嘱及び任命するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第40号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者に関する規則第5条に基づき、3名を委嘱するものでございます。

続きまして、日程第3「議案第41号 令和3年度大阪府新学力テスト（小学生すくすくテスト）への参加の件」につきましては、令和3年度から実施される大阪府新学力テスト、小学生すくすくテストについて、その参加について決定するものでございます。なお、対象学年及び科目につきましては、小学校及び義務教育学校前期課程の第5学年においては国語、算数、理科及び教科横断的な問題、第6学年においては教科横断的な問題となっております。また、学習状況等に関するアンケートもあわせて実施するものでございます。

続きまして日程第4「報告第6号 委員会付議事項臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございませんでしたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第18号「令和2年第3回定例会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和2年第3回定例会提出議案につきまして、9月1日付でこれを了承したものの報告でございます。

なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、まず、資料1ページからの「認定第1号 令和元年度東大阪市一般会計決算認定の件」及び「認定第3号 令和元年度東大阪市奨学事業特別会計決算認定の件」の2案件につきましては、令和元年度の決算をそれぞれ議会に付すものでございます。続きまして、資料58ページからの「報告第20号 市長の専決処分報告の件」につきましては、訴えの提起に関する専決処分事項について報告するものでございます。続きまして、資料60ページからの「議案第65号 令和2年度東大阪市一般会計補正予算（第6回）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億4,162万8千円を追加し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,640億6,886万6千円とするものでございます。なお、このうち教育費にかかる債務負担行為につきましては、GIGA スクール構想推進事業にかかる低所得者世帯を対象としたモバイルWi-Fiルーター貸与の経費として限度額を2億3,610万円とする令和4年度までの債務負担行為を追加し、文化複合施設整備事業費として限度額を11億8,800万円とする令和4年度までの債務負担行為を廃止するものです。また、その他教育費の補正につきましては、小学校建設事業として、学校図書室の空調改修工事費として7,800万円の増額、留守家庭児童育成クラブ事業として、留守家庭児童育成クラブの教室改修工事及びWi-Fi環境整備経費として5,327万5千円の増額、感染防止のために登園自粛に協力して保護者に対しての利用料返金にかかる経費として3,738万6千円の増額をし、その他事務事業として感染防止のために中止とした学校プール開放事業委託料964万円を減額するもので、これにより補正後の教育費は182億7,838万6千円

となります。続きまして、資料75ページからの「議案第72号 財産取得の件」につきましては、学校給食関係施設の厨房機器更新にあたり、財産取得の議決を求めるものでございます。

続きまして、臨時代理第19号「令和3年度使用視覚的な支援の必要な児童及び生徒に対する拡大教科用図書採択の件」につきましては、視覚的な支援の必要な児童及び生徒に対し、令和2年7月教育委員会定例会及び令和2年8月臨時会で採択した小学校、中学校及び義務教育学校で使用する教科用図書に準ずる拡大教科用図書を採択したものの報告でございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

【土屋教育長】

それでは、ただいまの日程第1「議案第39号」から日程第4「報告第6号」までの案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

【秦委員】

すくすくテストの件ですが、この度のコロナ禍において臨時休業等がありました。授業内容等はカバーできているとのことですが、他市の状況で遅れがあったとしても関係なく実施されるのですか。

【森田学校教育部参事】

このテストは令和3年5月27日に実施される予定ですが、恐らく、それまでに大阪府から学習の進捗状況の調査があり、調整のうえ実施されるものと考えております。

【土屋教育長】

各学校の履修状況を踏まえたうえでの実施となる見込みということですね。

【森田学校教育部参事】

そのとおりです。

【土屋教育長】

今、すくすくテストの話がありましたが、東大阪市が小学校3年生から小学校6年生までを対象に独自に実施している標準学力調査との関係性、今後の整理について説明してください。

【森田学校教育部参事】

すくすくテストと標準学力調査の関係ですが、すくすくテストは対象が小学校5、6年生、標準学力調査については小学校3年生から6年生までということで、対象に違いがあります。また、標準学力調査は国語と算数を実施しておりますが、すくすくテストは国語、算数に加えて、理科、教科横断的な問題が出題されます。教科横断的な問題は、それぞれの教科で学んだことを生かしながら、今日の様々な課題に対してどう考えていくか、というような問題解決型の問題が入ってきてるということで、この辺りが大きな特徴であると考えています。本市が実施している標準学力調査と府が実施する調査について、今後、違いについて見て、研究をしていかなければならないと思っています。標準学力調査については、全国で任意の市町村で実施しており、参加校は全部ではないのですが全国が対象の調査であり、その違いもあります。

【土屋教育長】

この新しいすくすくテストについて、小学校5年生は今説明があった算数、国語、理科、教科横断的な問題が出題されますが、小学校6年生は教科横断的な問題だけということで、この違いを説明してください。

【森田学校教育部参事】

小学校6年生につきましては、全国学力学習状況調査を活用し、それに変えて大阪府は分析すると聞いておりますので、小学校6年生は教科横断的な問題のみとなっています。

【土屋教育長】

大阪府下のそれぞれの市町村が小学校5年生は国語、算数、理科と教科横断的な問題、小学校6年生は全国学力学習状況調査を活用した上で教科横断的な問題だけを実施する、ということは府下全て統一ということですね。

【堤教育長職務代理者】

標準学力調査を導入する際に、教育委員会で多くの検討をしました。是非役立ていただきたいと思っています。これまでの取り組みの検証はされていますか。

【森田学校教育部参事】

昨年度からご指摘いただいていたと思いますが、この調査は過去4年実施しております。学校では結果をもとに授業改善をしたり、子どもたちは子どもたちで自分は何ができていないかを分析していると思いますが、市としてその総括的な分析は現状まだできていませんので、早急に進めていく必要があると思います。

【堤教育長職務代理者】

2つポイントがあって、一つは、どのように活用されているかいうことを、学校教育推進室ですべて分析をしていただくことは大変です。もちろんしていただけたらその方が良いのですが、それとともに、それぞれ学校の先生方の取り組み、活用、分析の結果、このように授業改善をしているとか、指導に役立っているということを発表する場作りをしてあげてもらいたいんです。そうすると、好事例があればそれを取り入れていただければ、発表する場があれば、そこから発展する場合もあるでしょう。それともう一点で

すが、子ども達一人ひとりが3年生、4年生、5年生、6年生と受けてきて、それぞれのデータをどう管理して、引き継いでいただけるかということが重要で、個々のデータファイルをオンライン上で引き継ぎをしていくというのが良いのだと思います。でも現状は、結果が紙で出力されてきますよね。それであるなら、一人ずつ仕分けをしてファイルに入れて、クラス替えの時に次の担任の先生に、中学校に進学するときは小学校から中学校の先生に引き継いでいただきたいと思います。意識調査もありますし、教科指導上でのさまざまな問題などを継続的に指導するにあたり、非常に役に立つ資料だと思います。学校教育推進室の方からもそういう活用方法についてのご指導をお願いしたいと思います。

【森田学校教育部参事】

学力向上コーディネーターが各学校にいますので、コーディネーターを中心に年数回集まっていますので、そこでもテーマとしながら、どういった活用をしていくのかということを広げていきたいと思います。

【堤教育長職務代理者】

修学旅行の件ですが、修学旅行の中止は教育課程の変更となりますか。

【森田学校教育部参事】

修学旅行は学校行事ですので、教育課程の中で行われます。

【堤教育長職務代理者】

そうですね。学習指導要領の中の特別活動が変更される場合は、学校長が教育委員会と協議をして、承認を受けなければならないと決められています。その教育委員会という文言の中に、教育委員会議も含められているはずで、教育委員との協議は必要ないのでしょいか。

【諸角教育次長】

学校内でのカリキュラムの責任は校長が負うこととなっています。基本的に4月当初の段階で年間計画を作成し、5月の大型連休前後に提出するようにしております。教育委員会としては、それをもって各学校での取り組みを把握しており、承認という形をとっておりません。

【堤教育長職務代理者】

変更の場合はどうですか。通常の場合はその通りに決まっているとのことですが、今回の予測不可能なコロナ禍において、中止にしたわけですね。そのことについて私達は、報告しか受けていません。どこで、どのように協議をしたのでしょうか。今後もコロナの関係でこのようなこともあるでしょう。前から申し上げていますが、いつ、どこで、だれが、どのように協議をして、決断されたのかがわからないのです。また、その教育課程の変更に伴う協議の手続が遵守されていないわけですね。今後はきちんとプロセスを踏んでいただきたいということと、代替行事についてはどのようにお決めになるのですか。

【諸角教育次長】

宿泊行事は1か月以上前に報告が必要としております。今回の中止については、教育委員会からの指示の下、学校が決定したものです。行事の変更についても・・・

【堤教育長職務代理者】

その中止をすることは行事の変更ではないのですか。中止の指示は教育委員会がしたわけですね。変更するときは教育委員会と協議すると書いてありますが、これは教育委員会事務局のことですか。

【土屋教育長】

今回、教育委員会から中止を指示といたしますか、中止をするよう連絡をいたしました。

そのことについては堤委員からご指摘がありましたように、教育委員会議で議決をしておりません。そういう事から言えば、教育委員会事務局の責任者であります教育長が、財政面のこともありますので市長部局を含めた関係部局と協議の上、学校に通知をしたということことです。

【堤教育長職務代理者】

これは違法にはならないのですか。教育委員会というのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では教育委員会事務局を指すのですか。

【土屋教育長】

ひとつは、教育委員会が決定することの中には、教育委員会の議決を経て決定するものと、議決を経ずに教育委員会として決定するものの2つがあります。

【堤教育長職務代理者】

では、議決を要しないものなので、このような緊急事態の下でも、教育委員が存じ上げていない。会議にも諮られなかったということを確認させてください。

【土屋教育長】

このことについてはご連絡は差し上げております。事前にこのようなかたちで会議を開いて教育委員が出席の下、合議体としての決定はしておりません。

【堤教育長職務代理者】

では、ここに協議をしてと書いてあります。その協議もされていなかったことも確認させてください。

【土屋教育長】

今堤委員が仰っているのは、教育課程の変更について、学校と教育委員会が協議するという下りの協議ということですか。

【堤教育長職務代理者】

はい。教育課程は作成したら届出をしなければならないのですよね。その届出前に承認を受けなければならないと記述してありますので。

【土屋教育長】

それは一般的な教育課程の変更については学校長のみで判断するのではなく、予め教育委員会と協議して考えを聞いた上で実施する、という主旨であろうと思います。

【堤教育長職務代理者】

コロナ禍で変更せざるを得ないこともあります。これを変更することは大事なことです。変更した後の、子ども達のメンタルケアの議論もないわけですよ。市民の方から修学旅行どうなっているのか、卒業アルバムの写真1枚もない。教育委員会で決めているのにあなたが知らないのはおかしいでしょう、と問い合わせがありました。法的にきちんとしたプロセスを経ていないこと、子ども達のフォローをどうするかということ、今からでもまだ卒業まで時間がある訳ですから、政府もG o T oキャンペーンをしているわけですし、どのような思い出をつくってあげるのか、集まらなくてもW e b会議でも何でも協議できませんでしょうか。

【事務局】

修学旅行については、8月の協議会で報告させていただいております。

【堤教育長職務代理者】

それはわかっています。それが報告事項でいいのかと申し上げています。

【土屋教育長】

修学旅行を中止したことによる修学旅行の持っている教育効果の代替について、教育委員会から学校に示している概要を説明してください。

【諸角教育次長】

今回、中止ということを経済に連絡したうえで、その折には各学校において、子ども達の心情を十分鑑みて、代替措置については配慮することの連絡はしております。

【堤教育長職務代理者】

具体的にスケジュール示すのですか。

【森田学校教育部参事】

各学校の実情に応じて、子ども達が自己実現できる場を可能な限り設定してくださいということをお願いしています。今、各学校で場所、業者等を検討しておりますので、2学期中には全ての学校において見えてくると思います。

【堤教育長職務代理者】

本来、市教委から中止をしないという類のものではないと思います。学校側もこのコロナ禍の中、受け入れていると思います。代替案については、教育委員会からサポートをしてあげて欲しいと思います。

次に、日新高校の短期留学の件でお伺いします。昨年度中止になった、今年度の3年生の短期留学の取り扱いはどうなっていますか。

【杉本学校教育部長】

昨年度の2年生については、新型コロナウイルス感染症対策渡航中止措置により、キャンセルとなりました。今年度その方々が3年生になっておりますが、行かせてあげたい気持ちがあります。校長先生とも相談して補正予算を上程する予定でしたが、行政内での調整の結果、断念した次第です。

【堤教育長職務代理者】

昨年度の対象者は結果的には行けなくなった状態ということですね。昨年度の対象者が行けなくなった際、来年度は行けるようにというような約束はあったのでしょうか。

【杉本学校教育部長】

そのような約束はありませんでした。

【堤教育長職務代理者】

日新高校の公費短期留学は大きな特徴であり、価値ですよ。入学の時に短期留学のことは約束としてあったはず。ただ、コロナ禍で約束が履行できなくなりました。その時履行できなくなったのであれば、次の機会を用意するのが教育委員会事務局の責任ではないですか。そもそもなぜ補正予算なのか。今年度の当初予算で計上しておかなくてはならないのではないですか。当初予算で計上されておらず、補正予算も通らない、それでは説明にならないと思うのですがいかがですか。

【岩本学校教育部長】

説明を補足させていただきます。今年の3月にニュージーランドに渡航する予定にしておりましたが、コロナ禍で急遽中止になりました。当然、次年度において渡航できるように予算措置をしなければならないのですが、既に3月の時点で新年度の予算編成は終わっておりましたので、3年生になっても行くことができるように補正対応しようということ

で準備をしておりました。今年度の2年生と3年生を3月に一緒に行かせてあげようと、高等学校課長、学校長、旅行会社とも協議を重ねておりましたが、現時点ではニュージーランドは海外からの渡航者を原則受け入れていない状況です。その中、受験シーズンを控えており、受験にも差し支える可能性もあるので、学校とも協議の上、断念することといたしました。

【堤教育長職務代理者】

対象の6名の進路希望とかも考慮した上での判断ですか。

【岩本学校教育部長】

学校との相談の上での判断です。

【堤教育長職務代理者】

やめるにしても行くにしても、予算の措置がされていないと判断ができなくないですか。

【岩本学校教育部長】

我々としては、学校として行くというのであれば、補正予算を議会に諮ります。

【堤教育長職務代理者】

校長と相談してやめたは詭弁です。予算が取れなかったからしないのではないのですか。

【岩本学校教育部長】

そういうことではございません。

【堤教育長職務代理者】

では行きたいといたら行けるのですか。

【岩本学校教育部長】

ですので、現時点で補正予算の編成は終わっております。

【堤教育長職務代理者】

それはおかしいです。私達に協議も何もなかったです。子ども達のことを考えた措置がなされているのですか。ではこの子達の措置について、学校、生徒、保護者も交えて話しをしているのですか。校長が全てを決めるわけではないでしょう。

【岩本学校教育部長】

そこについては、学校が連絡をとって対応していると聞いています。

【堤教育長職務代理者】

学校としてはすることはできているのですね。では教育委員会事務局はどうですか。予算をとってくるのが仕事ではないのですか。

【岩本学校教育部長】

学校教育部の独断として短期留学を取りやめたのではなく、学校と協議の上での決定です。

【堤教育長職務代理者】

いくら断念したとしても、予算は取っておくべきだったでしょう。私はその予算の話をしているのです。なぜ落としているのですか。昨年度使わなかったのであれば、特別な事情であれば、据え置きしておかなくてはいけなかったのではないのですか。

【杉本学校教育部次長】

今年の現年度予算については編成が終わっておりますので…

【堤教育長職務代理者】

でもコロナ禍で、色々な予算を変更しているじゃないですか。今もそうですよね。修学旅行を中止しなさいというのは本来あるべき姿なのですか。教育委員会から指示することなのですか。そういうことはするのに、教育の予算のことはほったらかしじゃないですか。なぜそこを認めないのですか。行く行かないは学校と子ども達が決めることです。

【杉本学校教育部次長】

9月の補正予算は、今の3年生が渡航できる最終の補正です。学校と相談する中で、最終的な判断として3年生の短期留学を実施しないという決定をし、予算を要求することを取り下げました。

【堤教育長職務代理者】

認められなかったのか、取り下げたのかどっちですか。

【杉本学校教育部次長】

取り下げました。

【堤教育長職務代理者】

なぜ取り下げるのですか。私達は何も聞いていませんよ。

【杉本学校教育部次長】

先ほども部長が申しあげましたように、学校が対象の6名とも話をした上で、渡航を断念したため予算要求を取り下げました。

【堤教育長職務代理者】

取り下げたのですね。認められなかったのと、取り下げたのとでは全然違いますから。

教育長、このような議論を聞いていて何か仰ることはないのですか。

【土屋教育長】

まず予算の構造の話から説明申し上げ…

【堤教育長職務代理者】

予算のことはわかっています。でもコロナ禍で、超法規的措置とか色々やっているわけですよ。これだけ法規通りにというのはおかしくないですか、と言っているのですよ。いくらでもやり方あるでしょう。私は、取り下げたとは聞いていません。補正予算がつかなかったと聞いています。

【杉本学校教育部次長】

そのニュアンスは難しいのですが、我々としては補正予算を要求しようと検討していましたが、最終調整の中で要求することには至りませんでした。

【堤教育長職務代理者】

どこ調整しているのですか。予算のことは教育委員会議に具申しなければならないのですよ。それもなされていません。教育長、私が言っていることに間違いがあれば指摘をしてください。

【土屋教育長】

まず構造的な話になりますが、今問題になっている現3年生6名の予算は、令和元年度にニュージーランドへ渡航するという予算を組んでいました。それが3月2日以降のコロナ騒ぎで中止になりました。この6名の現3年生分の予算は、令和元年度が終わってしまったので予算が無くなったという状態になります。それで、令和2年度には2年生6名の予算は当初予算で計上されています。ところが、昨年度行くはずであった6名の予算は令

和元年度に行くための予算であるので、令和2年度に入ったら使えません。結果的に、令和2年度の3年生については予算が無い状態になります。現3年生については、海外留学に行くためには新たに予算を組む必要があります。その予算を組むために9月の補正予算で要求できないか、まずその調整をしたということです。

【堤教育長職務代理者】

だからなぜ補正なのですか。昨年度イレギュラーで行けなくなったのであれば、新しい予算として計上すればいいですよ。

【土屋教育長】

だから、それがこの9月補正予算でした。ですが…

【堤教育長職務代理者】

それが補正というのがそもそもおかしくないですか。そういう状態ならなぜ最初から入れてもらえないのですか。それは配慮に欠けていたからではないのですか。

【土屋教育長】

ですから先ほども申し上げましたように、中止の時点では令和2年度の当初予算要求の編成も終わっておりましたので…

【堤教育長職務代理者】

それはわかっています。その説明は1回聞いたらわかります。

【土屋教育長】

ですので、当初予算にのっていないというのはそういうことです。

【堤教育長職務代理者】

だから、昨年度の対象者をどうにかして行かせてあげようという配慮が欠けていませんでしたかということです。

【土屋教育長】

そこに話を絞って言うのであれば…

【堤教育長職務代理者】

全てがそうじゃないですか。そこを私は申し上げているのです。子ども達にどう説明するのですか。予算が取れなかったから行けないんです、と説明したらいいのですか。私はそのような説明はできないです。この中の誰かから、6名に説明できますか。あなた達は、予算措置がされなかったから行くことができないんですと。

【杉本学校教育部次長】

その子達が行けなかった残念な気持ちは重々承知しています。その子達が選ばれた証というのは、何か残してあげたいという想いは持っています。

【堤教育長職務代理者】

その実績は、入試にも影響してきます。それは証明をしていただきたいと思います。

【杉本学校教育部次長】

また決まりましたらご報告させていただきます。

【堤教育長職務代理者】

続きましてG I G Aスクール構想の件です。先の文教委員会を見させていただきましたが、まず教師用のタブレットが入手できていないという理由を教えてくださいましてしよ

うか。

【北林学校施設整備監】

教師用のタブレットが入手できていないということではなく、議会の議論としてあったのは、子ども達が使う iPad と同じ機種を先生が使うことはできませんか、という主旨の質問がありましたので、今校務用パソコンとして使用している機種がタブレットとしても活用できますので、それを教室で活用してもらうことを想定している、という主旨の回答をしています。

【堤教育長職務代理者】

そのようにしますということも私達は知りませんので。これ協議はいらないのですか。どこで決めているのですか。

【北林学校施設整備監】

今回のGIGAスクール構想で文科省から補助金が出ているのは、児童生徒用で1台あたり45,000円です。我々としてはその補助を活用して、1人1台の環境を整備していきます。先生については、校務用パソコンの調達に交付税措置されているので、その措置を活用して授業をしていただく、ということ想定しています。

【堤教育長職務代理者】

東大阪市として、文科省が決めたこと以外をしてはいけないのですか。GIGAスクール構想が出る前から、iPadを使って授業をしている市もありますよね。だからその協議がいりませんか、と申し上げています。iPadではなくて、校務用パソコンでいいと決めたのは誰ですか。先生方は困っているじゃないですか。

【北林学校施設整備監】

例えば府下でいうと、G I G Aスクール構想の前に箕面市が小4～6がタブレットを持つての学習を行っています。そのことについては、市が単費で行っております。我々としては、これまでパソコン教室等には整備してまいりましたが、今回の国策に乗る形で、1人1台の整備をしていく次第です。堤委員から、他の市ではやっているところもある、というお尋ねですが、そこについては市が単独で予算を用意するものでございますので、それぞれ市の予算の事情があらうかと思えます。

【堤教育長職務代理者】

市の財政状況とか、それを見て誰がする、しないを決めるのですか。北林学校施設整備監が決められるのですか。そこに先生の意見も、色々な方の意見も聞いて、それで決めたのであればそれでいいでしょう。現実には先生達は困っていて、市議会議員の先生方も心配されていますよね。それでもそう決めたということ自体に問題がある、ということ指摘しているんです。なぜこのような大事なことが勝手に決まるのですか。東大阪市教育委員会の教育施策についての決まり方を教えてください。

【北林学校施設整備監】

G I G Aスクール構想に限らずですが、予算要求をするまでに教育委員会事務局内でプロセスを経ておりますが、プロセスを経たものであっても、予算査定の結果、予算がつかないこともあります。今回のG I G Aスクール構想で用いる端末につきましては、既に教員用のパソコンがある中で、G I G AスクールP Tの中で諮り、意思決定しました。

【堤教育長職務代理者】

北林学校施設整備監が決められたということですね。

【大原教育次長】

G I G Aスクール構想に伴う端末や環境の整備につきましては、予算を伴うものの使い道については教育委員会で議論すべきところでしょうけれど、整備については…

【堤教育長職務代理者】

予算執行の事については、私は申し上げていないです。そんなことを仰ったら私が何も理解していないことになります。予算について教育委員会事務局で検討したことは教育委員会に具申しなければならぬんですよ。もし、それでなくても、子ども達がいい教育を受けられるようにしているのであれば、そういうことも一切なく、具申も一切なくともいいかもしれません。でも、子ども達と同じ教員用の iPad も用意できていなくて、どうするんですか。先生方困っているじゃないですか。だから、校園長会の意見とか、先生方の意見とか、教科研究会の意見とか、保護者や私達の意見とか、お聞きにならないのですか。先生は校務用パソコンでもいいと言っているのですか。

【土屋教育長】

少し整理しますと堤委員の仰っているポイントは、児童生徒は iPad を使い、教員は Windows のタブレットパソコンを使用するということについて、何故そうなったのかということ。その上で、教員用のタブレットも iPad にすべきではないのかというこの2点です。そこで、そこについて説明をいたしますと…

【堤教育長職務代理者】

そういうことを決めていくにあたり、予算を要求したが却下された、そうしたら自分たちの仕事は終わりだ、それで済ませられるんですか。そういうことを申し上げているんです。

【土屋教育長】

まず、今回のGIGAスクール構想で国が求めていることは、児童生徒が持つタブレットの整備です。その上で、我々はChrome、Windows、iPad、大きく3つの主流の中で、東大阪ではiPadがベストであろうという決定をいたしました。なぜ決定したのかといいますと、児童生徒にとっての使いやすさに主眼を置いて決定したわけです。結果として、教員用のタブレットパソコンと児童生徒が使うタブレットのOSが違うということになりました。そこで、教員用の端末もiOSにならないか、という話になるのですが、ただこのことについては国からの補助金も出ませんし、校務用パソコンのリプレースの時期も最近なものですから、できればこのまま使いたい。また、我々が使用しようとしているソフトはWindowsでも使用できますので、連携は可能という判断をいたしました。

【堤教育長職務代理者】

仰っていることはわかります。でも、iPadの使い方から研修されるのですよね。そのような状況をつくり出しておいて、研修の時ですらiPadが無いのですよね。こういう事が想定できずに27億もの予算を使うのですよね。これはどのように説明するのですか。

【諸角教育次長】

GIGAスクール構想PTの中で、3つのOSについて検討してまいりました。その中で…

【堤教育長職務代理者】

そこにIT専門家はいたのですか。

【諸角教育次長】

本市のICT担当の部署の者がおります。

【堤教育長職務代理者】

外部の方はいらっしゃらないのですか。

【諸角教育次長】

P Tの中で、現場で活用している教員や校長とも議論をしました。また、私も現場にいるときに活用事例を発表したりしましたし、大蓮小学校でも iPad 活用の実績を積んできました。現在も使っておりまして、非常に使いやすいとの報告もあります。教員が持っております Windows パソコンを使って、iPad で用いる予定のロイロノートの動作等も確認しております。この部分についていいますと、操作に違いはありません。また、マイクロソフト社のソフトを iPad に導入することも検討しており、これについては先生方も慣れておられますので、リンクは可能かと思えます。

【堤教育長職務代理者】

iPad の研修はどういうことですか。

【諸角教育次長】

先生方は Windows のパソコンに慣れており iPad に慣れておりませんので、操作研修を動画で配信させていただきました。そして、iPad で用いるロイロノートというソフトの動作については、教育センターや各指導主事が担当校を周って研修を進めているということです。

【土屋教育長】

すみません。今行っている議論は、今回の議案とは直接関係ないことですので、教育委員会会議はあくまで議案を中心に議論したいところですし、後の予定としてコミュニティスクールや成人祭の開催について等もございますので、ご指摘いただいた点は我々としてもお伺いをしながら、議案の整理を先にさせていただきたいと思えます。

それでは、ただいまの日程第1「議案第39号」から日程第4「報告第6号」までの案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第39号」から日程第4「報告第6号」までの案件につきまして、いずれも原案のとおり可決及び承認することと決しました。

【土屋教育長】

次に、口頭報告をお願いいたします。

(教育政策室より、感謝状の贈呈及び後援名義承認の概要を一括報告)

【土屋教育長】

この際ですので、ご質問、ご意見等はありませんか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会委員	村 上 靖 平